相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市中京区西ノ京東月光町一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　松田ツヤ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月一日

京都市伏見区深草平田町七―三メイズツイン二〇三　相続財産管理人　司法書士　花木　明人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市東住吉区南田辺三丁目二九番地、最後の住所大阪府枚方市東香里一丁目二四番三四号　被相続人　亡　中尾　澄子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月一日

大阪市北区西天満四丁目三番四号御影ビル二階　相続財産管理人弁護士　野村　剛司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市鶴見区放出東一丁目三一番、最後の住所大阪府大阪市鶴見区今津南一丁目九番二七号　被相続人　亡　田村　稔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月一日

大阪市北区中之島二―三―一八中之島フェスティバルタワー一九階　相続財産管理人　弁護士　玉越　久義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県宮崎市大字島之内九六五七番地、最後の住所神戸市東灘区住吉宮町二丁目一七番二一―一五号　被相続人　亡　井下　義光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月一日

神戸市中央区中町通二丁目三番二号　三共神戸ツインビル八階　相続財産管理人　柴田　眞里

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市平野区平野本町四丁目五番地、最後の住所奈良県宇陀市榛原笠間二三七八番地の四　被相続人　亡　中野　品子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月一日

奈良県橿原市内膳町五―三―三一フクダ不動産八木駅前ビル三階　相続財産管理人　弁護士　佐々木育子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良市十輪院畑町四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　乾　吉治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月一日

奈良県奈良市登大路町五番地　修徳ビル四階　相続財産管理人　弁護士　福井　英之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県高知市朝倉丙七八五番地、最後の住所高知県高知市朝倉丙四八二番地一　被相続人　亡　山﨑　次朗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月一日

事務所高知市新本町一丁目一一三番一号　相続財産管理人　堤　修敏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県東臼杵郡門川町大字門川尾末一〇七〇〇番地三、最後の住所宮崎県東臼杵郡門川町西栄町四丁目三七番地　被相続人　亡　吉田　農

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月一日

宮崎県日向市大字財光寺五五〇四番地七　相続財産管理人　小田　英紀

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十五年十月一日

一、墳墓等所在地　新潟県長岡市四郎丸三丁目九六番

一、墳墓等の名称　圓光寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　木村平次郎、酒井忠蔵、小林常八、今井松次郎、渡辺由太郎、熊谷正雄、川上多美造、本籍及び氏名不詳　墓石　四基

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成25年10月1日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①株式会社アドヴァンス　②第３種旅行業　③千葉県知事登録旅行業第３―882号　④株式会社アドヴァンス　千葉県柏市旭町５―１―21　大辻店舗　代表取締役　石川慎也　⑤本社営業所　千葉県柏市旭町５―１―21　大辻店舗　⑥平成25年３月８日　⑧平成25年７月18日　⑩300万円　⑪千葉県知事　⑫北海道札幌市中央区大通西八丁目２番39号　株式会社アドヴァンス　代表取締役　石川慎也